

国民健康保険税の決め方

医療分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	6.59%	・・・	A
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	15%	・・・・・・・・	B
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	27,000円	・・・・・・・・	C
平等割	=	1世帯当たりの額(28,000円)			・・・・・・・・	D

課税限度額 630,000円

支援金分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	2.47%	・・・	E
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	0%	・・・・・・・・	F
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	9,900円	・・・・・・・・	G
平等割	=	1世帯当たりの額(7,500円)			・・・・・・・・	H

課税限度額 190,000円

介護分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	1.93%	・・・	I
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	0%	・・・・・・・・	J
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	10,500円	・・・・・・・・	K
平等割	=	1世帯当たりの額(7,000円)			・・・・・・・・	L

課税限度額 170,000円

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいる場合の課税額・・・・A～Lの合算

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいない場合の課税額・・・・A～Hの合算